

第34回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成19年7月18日

開 催 場 所 アウィーナ大阪

第34回大阪府環境審議会会議録

開会 午前10時

司会（磯田） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第34回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部みどり・都市環境室の磯田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭にお断り申し上げます。大阪府では、6月から9月まで夏の適正冷房と軽装勤務に取り組んでおります。事務局のメンバーはノーネクタイなど軽装にて出席させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の志知からごあいさつ申し上げます。

志知環境農林水産部長 おはようございます。大阪府の環境農林水産部長の志知でございます。第34回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ府政の各般にわたりご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会では、審議事項として諮問が1件、各専門部会での検討結果の報告が2件となっております。まず、亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しにつきましては、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正等を受けまして、大阪府の上乗せ条例及び生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準の見直しについてお諮りをするものでございます。

次に、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方、及び大阪府における流入車対策につきまして、委員の皆様からいただいたご意見やパブリックコメントの結果を踏まえ、専門部会でのさらなる検討を経て取りまとめたいただいた最終報告をそれぞれ部会からご報告いただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

各部会におかれましては、限られた時間の中、精力的にご検討され、報告をまとめ

ていただきました。まことにありがとうございます。

どうか本日の審議が実り多いものとなりますよう、委員の皆様の忌憚のないご意見、ご提言をいただくことをお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司会（磯田） 次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元、上から議事次第、それから配付資料一覧、配席表、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例をお配りいたしております。

続きまして、本日の議題に係る資料でございますが、資料１－１といたしまして亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについての諮問文でございます。資料１－２といたしまして諮問の概要でございます。資料１－３といたしまして水質規制部会運営要領（案）でございます。資料２－１といたしまして揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（第二次報告の概要）でございます。資料２－２といたしまして第二次報告、資料２－３といたしまして府民意見等の募集結果、資料３－１といたしまして大阪府における流入車対策のあり方について報告概要、資料３－２といたしまして最終報告、資料３－３といたしまして府民意見の募集結果概要、資料３－４といたしまして府民意見の募集結果でございます。

このうち、資料１関係と資料３の関係につきましては、事前に送付させていただいております資料から一部修正がございますので、本日改めて配付させていただいております。なお、資料２関係につきましては、事前送付資料からの修正はございません。

続きまして、前回、３月に開催いたしました第３３回環境審議会以降に新たに委員及び臨時委員にご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

京都大学の津野委員でございます。

大阪商工会議所の西田委員でございます。

大阪府議会議員の橋本委員でございます。

同じく若林委員でございます。

同じく花谷委員でございます。

同じく中野委員でございます。

同じく蒲生委員でございます。

吹田市長、阪口委員の代理で糺部長でございます。

近畿農政局長、齊藤委員の代理の奥津企画調整室長補佐でございます。

近畿運輸局長、各務委員の代理の小寺計画調整官でございます。

第5管区海上保安本部長、山内委員の代理の渡辺環境防災課長でございます。

近畿地方環境事務所、瀬川委員の代理の野田環境対策課長でございます。

その他のご出席の委員のお名前は配席表に記していますので、紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち33名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日は、まず、資料1-1により、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。

志知環境農林水産部長　それでは、知事になりかわりまして、諮問文を交付させていただきます。

亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（諮問）。

標記排水基準及び経過措置の見直しに当たり、水質汚濁防止法第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願い申し上げます。

司会（磯田）　それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

南会長、よろしく願いいたします。

南会長　皆さん、おはようございます。朝早くからこの第34回環境審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、案件としては、先ほど司会の方からご紹介ありましたように3件ではありますが、少し時間がかかると考えております。殊に3番目に予定しております流入車対策部会の報告、このあたりには少し時間がかかる可能性がありますので、朝10時から、ちょっといつもよりは多くとらせていただいて12時前までを予定しているところでございますので、議事進行、よろしくご協力お願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、議事1につきまして審議に入ります。ただいまお受けいたしました諮問、亜

鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて、まず事務局のほうからご説明をお願いします。

葉山環境保全課長 環境管理室環境保全課長の葉山でございます。

本日お諮りしております亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについてご説明させていただきます。

お手元の資料 1 - 1 が諮問文の写しでございます。この裏に諮問の趣旨等の説明を記載してございますので、まず、資料 1 - 1 の説明を読み上げさせていただきます。

1、亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて。

亜鉛含有量につきましては、水質汚濁防止法に基づき、日平均排水量が 50 m³以上の法対象事業場に全国一律の排水基準（5 mg / L）が適用されていましたが、平成 15 年に水生生物保全の観点から全亜鉛についての環境基準が設定されたことに伴い、平成 18 年 11 月に排水基準が 2 mg / L に強化されました。

この強化を踏まえ、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく亜鉛含有量に係る排水基準の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものでございます。

2、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物につきましては、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準及び適用期限を経過措置として定めております。

この適用期限が平成 20 年 3 月 31 日で終了することから、水質汚濁防止法の暫定排水基準の改定も踏まえ、経過措置の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、資料 1 - 2 に経過等について取りまとめておりますので、資料 1 - 2 をごらんいただきたいと思います。

まず、1 つ目の亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについてでございます。

亜鉛含有量につきましては、水質汚濁防止法の制定当初、昭和 40 年代の半ばから排水基準が設定されておりました。この排水基準は、排水 1 リットルあたりに含まれる物質の量を許容限度、つまり超えてはならない値としてミリグラム単位で定めております。水質汚濁防止法に基づきます排水基準は、上段真ん中の排水規制の現状の表

の水質汚濁防止法の欄に示しておりますように、法で定める施設を設置している事業場で1日の平均排水量が50 m³以上の事業場を対象といたしまして、全国一律で1リットル当たり5ミリグラムという基準が定められておりました。

一方、大阪府では、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例、これを上乗せ条例と呼んでおりますが、この上乗せ条例によりまして、対象を1日の平均排水量が30 m³以上の事業場に広げるとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例によりまして、法対象以外で条例で定める施設を有する事業場等につきましても法と同様の排水基準、1リットル当たり5ミリグラムを設定しているところでございます。大阪府内で対象となります事業場数は、日平均排水量50 m³以上の法対象が約1,100事業場、30 m³以上50 m³未満の上乗せ条例対象が約550事業場、30 m³以上の生活環境保全条例の対象が約60事業場でございます。

上段左の経過の欄に戻っていただきまして、平成15年11月に水生生物の保全に係る環境基準が設定されております。水質の環境基準は2つの項目に区分されておりますが、pHや化学的酸素要求量、浮遊物質など水の汚染状態を示す項目が生活環境項目として、また、重金属や有機化学物質など人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質が健康項目として環境基準が定められております。

水生生物の保全に係る環境基準は、生活環境項目の1つとして水生生物やそのえさとなる生物の生息生育環境を保護するという目的のために設定されたものでございまして、具体的な項目といたしましては、現在、全亜鉛1項目について基準が設定されております。その基準値は河川で4つの類型がございまして、いずれも1リットル当たり0.03ミリグラム、海域では類型に応じて1リットル当たり0.02ミリグラムまたは0.01ミリグラムとなっております。そして、このたび全亜鉛に係る環境基準の設定を受けまして、水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量に係る排水基準がこれまでの1リットル当たり5ミリグラムから2ミリグラムに強化されております。

なお、金属鉱業等10業種につきましては5年間1リットル当たり5ミリグラムに据え置くとする暫定排水基準が定められております。10業種の具体的な業種につきましては、ごらんいただいております資料の裏面、参考1に記載してございます。

この法に基づく排水基準の強化を踏まえまして、このたび上乗せ条例及び生活環境保全条例における亜鉛含有量の排水基準の見直しについて専門的見地からご審議を賜りたいと考えております。

次に、2つ目のほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについてでございます。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、これにつきましては以下ほう素等と表現させていただきますが、ほう素等は人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質といたしまして排水規制が行われているものでございます。このため、さきに説明させていただきました亜鉛の排水基準が1日の平均排水量が30 m³以上と一定量以上の事業場に適用しているのに対しまして、ほう素等の排水基準は排水量にかかわらず法対象のすべての事業場に適用されます。

その排水基準等を資料下の段の左の、ほう素等3物質に係る環境基準と法及び条例に基づく排水基準として表に示してございます。表のほう素及びその化合物欄をごらんいただきたいと思いますが、大阪府では、おおむね北摂や南河内、泉州の山間部に設定されております上水道水源地域につきましては、上乘せ条例では水質汚濁防止法が対象といたします事業場に対しまして、ほう素であれば法で定める一律基準、1リットル当たり10ミリグラムに対し1ミリグラムと、法よりも10倍厳しい環境基準に相当する上乘せ基準を適用することにより、上水道水源等の保全を図っております。

また、海域に排出されるものにつきましても、法の1リットル当たり230ミリグラムという基準に対しまして、1リットル当たり10ミリグラムの上乗せ基準を設定してございます。

また、生活環境保全条例では、水質汚濁防止法が規制の対象としていない施設、例えばアスファルトプラントや水道施設のうち浄水施設の沈殿施設、ろ過施設などを設置する事業場に対しまして、法や上乘せ条例と同様の規制を行っております。ふっ素、アンモニア等につきましてもほう素と同様の考え方で規制がなされております。

このほう素等の排水基準につきましては、資料下の段の真ん中に示しておりますように、直ちに排水基準を達成することが技術的に困難な業種については一律の基準よりも緩い暫定排水基準を設定しております。対象となります業種は、ほう素につきましては電気めっき業等の9業種、ふっ素等につきましては電気めっき業等の4業種、アンモニア等につきましては畜産農業等の5業種としております。

資料1-2の裏の面をごらんいただきたいと思いますが、2のほう素等3項目に係る暫定排水基準値の適用状況(抜粋)の表でございますが、例えばほう素につきましては、表の上水道水源地域の中ほどにございます電気めっき業の欄を見ていただきました

いと思います。水質汚濁防止法によって１リットル当たり１０ミリグラムという一律基準に対しまして、１リットル当たり５０ミリグラムという暫定排水基準が設定されております。これに対しまして上乗せ条例では、その右でございますが、１リットル当たり１ミリグラムという排水基準を設けているわけでございますが、電気めっき業につきましては１ミリグラムという基準値を遵守することが今の技術水準では困難としておりまして、１リットル当たり１０ミリグラムという暫定排水基準を設けて適用しております。この暫定排水基準の適用期限が平成２０年３月３１日となっております。

表に戻っていただきたいと思いますが、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準につきましては、この６月に見直され、引き続き平成２２年６月３０日までの暫定排水基準が設定されたところでございます。その内容も踏まえまして、今回上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく経過措置、すなわち暫定排水基準及びその適用期限の見直しについて専門的な見地からご審議を賜りたいと考えております。

以上２点に係る今後の予定でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、ほう素等の排水基準の経過措置が平成２０年３月３１日までとなっておりますので、これに間に合うように見直しを行う必要がございます。このため、次回の環境審議会において答申をいただきまして、２月議会に上乗せ条例の改正案を上程、あわせて生活環境保全条例の施行規則の改正といった手続を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
南会長　　どうもありがとうございました。

ただいまのこの亜鉛含有量に係る排水基準の見直し、ほう素等の問題、事務局の説明に対してご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。

特にないようでございます。この案件は非常に専門的で、また、ただいまスケジュールを説明いただきましたように、集中的に検討していただく必要があろうかと考えております。そのために、この大阪府環境審議会条例第６条第２項で専門部会を設けるということが可能になっておりますので、事務局からの説明にもありましたように、新たに部会を設置して、そこでご検討いただいて、その結果を本審議会に上げていただくという方向に進めたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長　　特に異議ないようでございますので、それでは、本審議会のもとに専門部会

を設けるといふことで進めさせていただきます。

それでは、その部会の組織、運営等につきまして、事務局からご提案をお願いします。

葉山環境保全課長　それでは、水質規制部会の設置及び部会の組織、運営につきまして提案させていただきます。資料 1 - 3 の水質規制部会の運営要領（案）をごらんいただきたいと思ひます。

まず、第 1 の趣旨でございますが、この部会は水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排水基準を定める条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準等につきまして、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、第 2 の組織についてでございますが、(1) に記載するとおり、同審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員 2 名と同審議会条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員若干名を審議会の会長が指名し組織することとしております。

また、(2) では、同審議会条例第 6 条第 4 項に基づき、部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たること、(3) では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することとして規定しております。

次に、第 3 の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定しております。

第 4 の補則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定めることとして規定しております。

以上が部会の設置、組織及び運営に関する提案でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

南会長　ありがとうございました。

ただいま事務局からご提案いただきましたこの部会の運営に関して、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、この審議会に水質規制部会を設置するといふことでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長　　ありがとうございます。それでは、この水質規制部会でご検討いただくというようにして、本審議会は審議過程を府民に明らかにして、より公正な運営を図るとい見地から、原則公開ということになっておりますので、その趣旨にのっとり、水質規制部会も原則公開で開かせていただきます。

さらに、部会に属する委員及び部会長につきましては、ただいまご説明ありましたように、審議会の会長が指名することになっておりますので、後ほど私のほうから指名させていただくということでご一任をお願いできますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長　　ありがとうございます。それでは、後ほど委員並びに部会長を指名させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上で審議事項 1 を終わりました、2 の揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方についてという議事に移ります。

この議事につきましては、第 30 回の本審議会で諮問がございまして、専門部会を設置してこれまでご審議をいただいております。昨年の 11 月、第 32 回の審議会では、部会から第一次の報告をいただきまして、そこで皆様からいろいろご審議をいただいております。その際に、引き続き検討することとしておりましたエチレンオキシド、これが発がん性ということがわかってまいりましたので、そのエチレンオキシドを規制物質に追加するという件について、今般、部会としての報告を取りまとめたという状況でございます。

部会長をお引き受けいただいております内山部会長からご報告をお願いいたします。

内山部会長　　揮発性有機化合物・化学物質部会の内山でございます。ただいまから本部会における検討結果をご報告させていただきます。

資料でございますが、資料 2 - 1 が報告の概要、資料 2 - 2 が報告の本文でございます。時間も限られておりますので、主に資料 2 - 1 と 2 - 3 でご説明させていただきます。

まず、資料 2 - 1 の上の審議経過と、それから、検討の背景をごらんください。

揮発性有機化合物及び化学物質対策につきましては、ただいまご説明いただきましたように、昨年 3 月の環境審議会で大阪府知事から諮問されるとともに部会の設置が

承認されました。その後6回にわたりまして部会審議やパブリックコメントを経まして、排出規制と事業者による自主的取り組みの促進を組み合わせた総合的な対策の枠組みを取りまとめ、昨年11月の環境審議会に第一次報告を行い、第一次答申とさせていただきますところでございます。大阪府ではこの答申に基づきまして所要の条例改正が行われたところです。

また、第一次答申では、エチレンオキシドにつきましては、人に対する発がん性が確認されたことから、府条例の規制対象物質とすることが適当とさせていただきますが、エチレンオキシドは主に病院等で使用されることが多い物質でございます。この病院等がこれまで規制対象施設に該当していなかったことから、規制基準や規制対象施設等の規制内容につきましては引き続き検討審議するところとされたところでございます。このため、当部会では、エチレンオキシドの規制内容等につきまして検討し、パブリックコメントを行った上で、6月1日に第8回の部会を開催し、第二次報告を取りまとめさせていただきます。

エチレンオキシドの具体的な規制内容等の説明の前に、まず、その性状や用途、有害性や規制などの現状についてご説明させていただきます。

左側の 、エチレンオキシドの有害性や規制等の現状をごらんください。

まず、エチレンオキシドの性状や用途ですが、エチレンオキシドは酸化エチレン、オキシランとも呼ばれておりますが、常温で無色透明の気体であり、エーテル様の臭気があります。また、エチレンオキシドは微生物のたんぱく質や遺伝子などに含まれる核酸の成分と反応し、微生物の遺伝子に変異を起こしたり、死滅させたりいたします。

エチレンオキシドの主な用途の1つは有機化合物の合成原料であります。先ほどご説明いたしましたように、微生物に対する働きを利用して、病院などで医療機器の滅菌あるいは消毒にも使用されております。また、国際がん研究機関や日本産業衛生学会において、発がん性の評価では人に対する発がん性がある物質と分類されております。

次に、エチレンオキシドの規制等の現状ですが、まず、大気汚染防止法では、事業者の自主的取り組みによって排出削減を促進する有害大気汚染物質対策における22物質の優先取り組み物質の1つに選定されておりますが、排出規制措置は講じられていない現状であります。一方、都道府県の条例では、東京都、埼玉県、愛知県、三

重慶の4都県が条例で大気への排出を規制しております。また、化学物質の適正管理では、化学物質排出把握管理促進法、いわゆるP R T R法における354物質の第一種指定化学物質のうち発がん性のある特定第一種指定化学物質、これは12物質指定されておりますが、それに選定されており、排出量等の届出制度、いわゆるP R T R制度などの対象となっております。さらに、労働安全衛生法といたしましては、平成13年5月から特定化学物質障害予防規則等の規制対象に追加され、局所排気装置の設置や保護具の使用といった曝露防止措置、作業環境の測定や従事者の健康診断などが義務づけられております。

次に、平成17年度のP R T Rデータに基づきます大阪府と全国のエチレンオキシドの排出量を、左の下欄の一番下ですが、表に示しております。全国では届出排出量は約196トンと、それと非対象業種等からの推計排出量190トンはほぼ同程度であるのに対しまして、大阪府では推計が14トン、届出が6.1トンと推計のほうが届出よりも多く、また、推計の大部分は届出の非対象業種であります医療業からの排出となっております。このように、エチレンオキシドは大気汚染防止法やP R T R法に基づきます事業者の自主管理によって、主に製造業では排出量の削減が図られてまいりました。

しかし、医療業などの製造業以外の業種では、エチレンオキシドが滅菌消毒剤として使用されるとともに、医療機関は人口密集地域に立地していることが多いために、周辺住民が曝露されることも考えられまして、環境リスクをできるだけ低減する必要があると考えました。そこで、エチレンオキシドの排出抑制の確実な効果が得られるようにするため、規制的手法と自主的取り組み手法を組み合わせる実施することが適当であると考えております。

資料右側の 、エチレンオキシドの規制内容等をごらんください。

まず、規制的手法ですが、規制対象施設につきましては、業種別のエチレンオキシドの排出実態を考慮して、排出する可能性がある施設を選定いたしました。具体的には、現行条例の規制対象施設でエチレンオキシド規制の対象となる施設、反応施設、合成施設等に加えまして、 といたしまして新たに対象となる施設として、製造業や医療業などの用に供する滅菌施設や消毒施設を対象とすることが適当と考えております。また、医療業の用に供する滅菌施設や消毒施設のうち、医療機関に設置されている施設につきましては、感染症のリスクも考慮した上、行政効率と費用効果、事業

者の対応可能性の観点から、病床数が200床以上の病院に設置された施設を対象とすることが適当と考えております。

右側の米印のところに医療業の用に供する規制対象施設という詳細が載っております。これをごらんください。

滅菌施設は主に手術用具が対象ですので、手術室を有する200床以上の病院、これは約100病院ございます。それから、消毒施設は病床数が200床以上の病院に設置されているもの、これが大体180病院でございます。消毒施設は手術室と関係ございませんので、これは病床数が200床以上の病院にいたしました。

なお、新たに対象となる滅菌施設や消毒施設で現行条例の有害物質が使用されている場合は、その有害物質についても規制基準が適用されることとなりますが、この例といたしまして、具体的にはホルムアルデヒドが考えられます。

次に、規制基準ですが、エチレンオキシドは遺伝子障害性を有する発がん物質と考えられておまして、これ以下の値では安全であるという閾値（「しきいち」あるいは「いきち」）がないという物質に考えられております。また、現時点では定量的なリスク評価は確定しておりません。そこで、現行条例における規制基準の設定の考え方としては、このような場合、すなわち閾値が設定できない物質の場合には、大気環境への排出を可能な限り抑制する手法として、排ガス処理装置の設置などを義務づける設備・構造基準を設定することとしております。エチレンオキシドの規制基準につきましては、この考え方に従って、設備・構造基準を設定することとし、具体的には、燃焼式処理装置または薬液による吸収式処理装置等の設置と適正稼働を義務づけることが適当と考えております。

なお、この2つの処理方式は、環境省が平成15年度と16年度に実施いたしました環境技術実証モデル事業におきまして、エチレンオキシドの処理効率について良好な結果が得られているものでございます。

次に、エチレンオキシドの規制基準の適用時期といたしまして、新設の施設につきましては平成20年4月1日を予定しております。また、既に設置されている施設につきましては、発がん物質による住民の健康リスクを早期に低減する必要性と事業者の対応可能性を勘案いたしまして、1年間の猶予期間を設け、平成21年4月1日から適用することが適当と考えております。

次に、自主的取り組み手法ですが、エチレンオキシドが閾値のない発がん物質であ

ることを考えると、規制対象外の滅菌施設、消毒施設につきましても、事業者が自主的に適正管理を進めることが適当と考えております。このため、これらの施設を設置している事業者には化学物質適正管理指針に留意した適正管理を求めるとともに、簡易型排ガス処理装置の設置や排出口の位置の変更といった曝露防止措置の実施など、可能な限りリスク低減措置を講じるよう関連団体と連携して啓発することが適当と考えております。

次に、3、規制基準の遵守徹底のための記録・保存でございます。第一次答申では揮発性有機化合物や有害物質の設備・構造基準の遵守徹底のため、事業者が日常的に容易に確認でき、基準の遵守状況を把握できる事項の記録・保存を義務づけることが適当とし、これを受けて大阪府では条例を改正したところでございます。

なお、揮発性有機化合物、VOCにつきましても、記録・保存を義務づける内容は第一次答申で既に示しておりますが、有害物質に関する記録・保存は第一次報告案に対するパブリックコメントを受けて盛り込みましたために、具体的な内容は引き続き検討することとしておりました。このため、VOCと同様の設備・構造基準が適用されるエチレンオキシドを含む6物質の指定有害物質につきましても、遵守状況を適切に把握できる事項の記録・保存を義務づけることとし、その内容を資料2-2の本文でございますが、29から30ページに示してございます。後でござらんいただければと思います。

次に、パブリックコメントの結果でございます。資料2-3をござらんいただきたいと思っております。

パブリックコメントの募集は4月18日から1カ月間の予定で開始いたしました。が、途中、ご存じのように大阪府のホームページにトラブルがございましたので、1週間延長して5月24日まで行いました。提出されたご意見は13通、件数といたしましては30件でしたが、その内容は、おおむね第2のアスベストにならないように十分な規制をすべきとの立場から、対象施設や規制基準、規制対象外の発生源への対応等についてのものございました。

3の主な意見等の要旨と意見等に対する部会の対応でございますが、意見を(1)から(5)の5種類に分類して、その件数とあわせて主な意見の要旨を示してございます。部会ではこれらの意見等の内容を検討し、意見等に対する部会の考え方を3ページから9ページ、少し字は細かくなっておりますが、そこに回答としてまとめて

ございます。今回のパブリックコメントでは部会報告の修正につながるご意見はありませんでしたが、ご意見等を踏まえまして、報告書に留意事項を記載したものが2件ありまして、意見等の後に右矢印でその旨をお示ししてございます。

1つ目は、1ページに戻っていただきまして、一番下の(3)の3つ目の事業者の負担軽減に関する意見でございます。2つ目は、2ページの(4)の2つ目の規制対象外の医療機関に対する自主管理の促進に対するご意見です。また、2ページの備考にありますように、規制に賛成との意見が7件ありましたが、これらの意見の要旨は9ページ以降にお示ししてございます。

最後に、資料2-2の本文の6ページをごらんください。ここでは先ほどご説明いたしましたパブリックコメントの結果や、これまでの部会での審議を踏まえまして、部会から府への指摘事項を、留意事項として3項目を記載してございます。

1つ目は、今回のエチレンオキシドのように未規制の化学物質につきましては、今後ともリスク評価の情報収集等を行い、特にリスクの高い物質については規制的措置の導入等の対策を講じることが必要であると、こういうことでございます。

2つ目は、医療機関では多種類の化学物質が使われているものの、化学物質管理システムが十分に機能していないことが多いため、大阪府といたしましては、医療業を有害物質規制の対象施設とすることを契機として、医療機関における化学物質の自主管理が進展するよう啓発を行うことが必要であるということでございます。

3つ目は、排ガス測定に要する費用が事業者にとって負担になっていることから、ホルムアルデヒドのような排出口濃度基準が適用される物質につきましても、届出書に記載された排出抑制対策を事業者が常時適正に実施するとともに、その実施状況を記録・保存している場合には排ガス測定義務を減免するなど、合理的な範囲で事業者の負担を軽減することが必要であるということでございます。

以上で揮発性有機化合物・化学物質対策部会の第二次報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

南会長 内山先生、どうもありがとうございました。

昨年11月の第一次答申以来、部会におかれましては精力的にご検討いただき、報告をただいまのようにまとめていただきました。内山部会長をはじめ委員の皆様方に対しまして、この場をかりて改めて厚く御礼申し上げます。

本案件につきましては、パブリックコメントで府民の意見も募集しており、したが

ってそれらを踏まえた報告になっているということでございますが、ただいまの内山部会長のご説明に対してご質問あるいはご意見を承りたいと存じます。どうぞよろしくをお願いします。

かなり専門的な内容でございますが、いろいろな観点から一般的なご意見、ご質問でも結構ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

特にご質問、ご意見ございませんでしょうか。ただいまの内山部会長からの詳細なご説明、これを本審議会としては最終答申とするという方向でよろしゅうございませうでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 特別にご異論がないと思ひますので、それでは、ただいま内山部会長のほうからご説明いただいたものを本審議会の最終答申とさせていただきますということで処理をさせていただきます。どうもありがとうございました。

改めて内山部会長をはじめ委員の先生方、ほんとうにありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議事の3、大阪府における流入車対策のあり方についてということに移らせていただきます。

この案件は、本年3月の第33回の本審議会で大阪府から諮問がありまして、これも専門部会を設置してこれまで審議をしていただいております。今回、部会としての報告を取りまとめていただいておりますので、池田部会長のほうからご報告をお願いします。

池田先生、よろしくをお願いします。

池田部会長 部会長を務めました池田でございます。流入車対策部会の検討してきました内容につきましてご説明いたしたいと思ひます。少し長くなりますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

流入車対策部会は大阪府における流入車対策のあり方について専門的な見地から調査検討を行う専門部会として、3月14日の諮問の後設置されました。この部会のメンバーですけれども、これはお手元でございます資料3-2の30ページをごらんいただきたいと思ひます。そこに名簿を掲げておりますが、環境審議会の委員4名、それから専門委員4名の計8名で構成されておりました、この8名で精力的に検討いたしました。

この部会の審議経過をまずお話しいたしますと、これも資料3-2の、1つ前の2

9ページをごらんいただきたいと思います。3月22日から6月29日まで5回開催いたしました。また、第4回の部会でとりまとめました中間報告の内容につきましては、5月21日から6月20日まで1カ月間、パブリックコメントを実施したところ です。

それでは、まず、資料3-3をごらんいただきたいと思います。これは部会で取りまとめました中間報告に対するパブリックコメントの結果について概要を取りまとめたものです。

これについてご説明をいたしますと、先ほど申しましたように、5月21日から約1カ月間実施しましたが、ご意見の提出は21通、件数としては57件ありました。項目別には、現状と課題に関する意見が9件、流入車対策に関する意見が合計すると44件、その他の意見が4件となっております。

ページをめくっていただきまして、主な意見の内容ですが、現状と課題に関することについては、先ごろ改正されました自動車NO_x・PM法に環境基準の達成が極めて困難な地区への流入車対策も盛り込まれていることから、これとの整合性を図るべきとのご意見や、逆に早期に条例を制定すべきとのご意見などがあり、流入車対策を独自に行うことについて賛否両方のご意見がございました。

また、流入車対策の基本方向についてのご意見では、中間報告での流入車対策の枠組みが対策地域内を発着地とする運送を対象として、運送事業者だけではなく荷主等にも取り組みを求めるといった内容であったことから、路上検問とかカメラ監視などによる通行規制をすべきとするご意見、あるいは通過交通も規制対象とするべきとするご意見などがありました。

制度の概要につきましては、義務違反に対して厳罰化すべきというご意見、施行に当たり十分な周知期間等を設けるべきというご意見がございました。

対象範囲及び対象者等の定義・要件についてのご意見では、荷主の定義づけについてのご意見など、詳細な御指摘が幾つかございました。

また、各主体の役割については、融資制度の充実を求めるとのご意見や、より負担の軽い方法で全事業者に協力を求めるべきというようなご意見をいただきました。

さらに、車種規制適合車等を確認する仕組みについてのご意見では、ステッカー制度の充実などについてのご意見などをいただきました。

部会といたしましては、いただいたご意見を検討するとともに、改めて現状や背景、

実効性の確保等を勘案して、後ほどご説明する最終報告の内容で流入車対策を進めるのが妥当として取りまとめを行っております。いただいたご意見につきましては、修正や留意事項ということで最終報告に反映させていただいております。特に先ほど述べました対象範囲及び対象者等の定義・要件については多くの示唆に富むご意見をいただきまして、これらにつきましては多く取り入れたという結果になっております。

それでは、次に、資料3 - 4をごらんいただきたいと思います。

ここでは、いただいたご意見の要旨とそのご意見に対する部会の考え方についてまとめた資料ということです。この詳細については説明を割愛させていただきますが、最終報告に基づく部会の考え方やご指摘を踏まえて最終報告に反映させていただいたご意見についてはその旨を記載しております。

次に、資料3 - 1の最終報告の概要のご説明をしたいと思います。

1 ページ目の上のところになりますが、この流入車対策の目的は、主に府外から流入してくる自動車、トラック、バスなどでありますが、その自動車からの排出ガスを抑制することにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準をより早期かつ確実に達成するということでもあります。

次に、現状についてですが、自動車 NO_x ・PM法に基づいて、平成22年度を目標として、 NO_x 、窒素酸化物とPM、粒子状物質の排出の削減が計画的に進められているところです。この計画については、 NO_x 、窒素酸化物については平成9年度に2万7,260トンであった排出量を平成22年までにおよそ4割減の推定1万6,380トンまで減らす。PMについては平成9年度に3,170トンあった排出量を平成22年度までにおよそ8割に近い削減、これも推定ですけれども、740トンまで減らすということを予定しているわけです。

その主な対策の1つといたしまして車種規制というものがあり、法で定められた対策地域内では排出ガス基準に適合しないトラック、バス等は一定の猶予期間を過ぎると車検証の交付が受けられなくなるというものであります。

A3判の別添1をごらんいただきたいと思います。対策地域や具体的な猶予期間ということについては、別添1の資料の右側に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

大阪府の対策地域は、能勢町や岬町など6町村を除く37市町となっております。車種規制の猶予期間は、普通トラックの場合で9年ということになっております。ご

確認いただけるかと思えます。

また、別添 1 の左のほうのページをごらんいただきたいと思えます。府域の大気環境の現状ですけれども、左側の折れ線グラフのとおり、二酸化窒素濃度と浮遊粒子状物質濃度の年平均値は減少傾向にあります。棒グラフで環境基準の達成状況を見ますと、平成 17 年度には二酸化窒素で 3 局、浮遊粒子状物質では 2 局が環境基準を達成できておりません。また、右下に府の NO_x ・PM 総量削減計画の平成 17 年度の間接評価の結果を記載しておりますが、目標は達成する見込みであるものの、目標の早期達成のための課題として流入車への対応などが掲げられております。

続いて、別添 2 あるいは別添 3 をごらんいただきたいと思えます。この資料により、対策が求められている背景についてご説明をいたしたいと思えます。

別添 2 の左上の図 1 のグラフですが、普通トラックの場合、対策地域内では車種規制がありますので、排出基準に適合していないトラックの使用期間は初度登録から 9 年間ですが、全国平均では使用期間が長期化しており、平成 17 年度では約 13 年となっております。したがって、対策地域の内外で格差が拡大していると言えます。

また、上の右側、図 2、図 3 の 2 つのグラフは、周辺地域での営業用貨物車の保有台数の推移を示したものです。図 2 では大阪府での保有台数は 8 年間で 7,000 台余り減少しております。それに対しまして、周辺府県の兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山の合計では逆に 7,000 台ほど増加しております。

図 3 は対策地域となっていない大阪府の 6 町村の状況ですが、車種規制が実施された平成 14 年度以降、台数が急激に増加していることがわかりいただけると思えます。このように、対策地域外では自動車も古くなってもそのまま使用し続ける傾向があり、特に大阪府の周辺の地域では登録台数が増加傾向にあります。

下の左のほうの図 4 のグラフですが、これは府域における普通トラックの走行割合の推移を示したもので、点線の黒丸が対策地域内に使用の本拠を置く非適合車の割合で、急激に減少し、平成 18 年度は 16% まで下がっております。一方、実線の黒丸が対策地域外に使用の本拠を置く非適合車の割合で、平成 18 年度は 19% に増加し、対策地域内の非適合車の割合を上回る状況になっております。

また、図 5 は大阪府の黒煙モニターの調査結果によるデータですが、このグラフでも著しい黒煙を排出する自動車のうち、対策地域外の自動車の割合が平成 16 年度以

降急速に高まっており、流入車による排出ガス負荷の割合が増大傾向にあるわけです。

別添 3 ですが、図 1 は大阪府で登録されている自動車の初度登録年別の割合を過去 3 年間で見たものです。対策地域が大半を占める大阪府域では、自動車 NO_x・PM 法が施行されました平成 14 年度以降に初度登録された自動車の割合が、平成 16 年 3 月末の 17.6% から平成 18 年 3 月末の 44.6% に大幅に増加しております。逆に平成 8 年以前に登録された自動車の割合は、平成 16 年 3 月末の 41% から平成 18 年 3 月末の 20.8% まで大幅に減少しており、自動車の代替が急速に進展しているということがおわかりいただけると思います。

これに対しまして、図 2 は対策地域のない京都府、奈良県、和歌山県の合計で見たいのですが、平成 14 年度以降の初度登録された自動車の割合が平成 18 年 3 月末で 20.2% にとどまっており、逆に平成 8 年以前に登録された自動車の割合は平成 18 年 3 月末で 53.1% と半分以上が残っており、図 3 の全国と比べても、排ガスのきれいな自動車への代替が進んでおりません。

それで、資料 3 - 1 に戻っていただきまして、左ページの下のほうになりますが、課題・問題の説明をさせていただきます。

グラフでご説明いたしましたように、対策地域外では自動車の平均使用年数が長くなっていること、隣接府県での自動車保有台数が増加傾向にあること、隣接する対策地域外では自動車の代替がおくれていることなどから、対策地域内での流入車からの排出ガスの負荷割合が増大しており、無視できない状況にあると思います。

そこで、右側の対策の内容ですが、国が中央環境審議会で示された案などをもとに検討しました結果、荷主、旅行業者、運送事業者、施設管理者などの連携を促す仕組みを基本とする案を取りまとめたところです。

また、後ろの別添 4 に目を移していただきたいと思います。最後のページになりますが、ここで具体的な内容についてご説明いたしたいと思います。

左の枠囲みですが、府内の荷主等、これは荷物を送る場合だけでなく、購入した物品を受け取る場合も含めて荷主等としておりますが、荷主等には対策地域内を発着地とする貨物の運送に使用するトラックに車種規制適合車を使用するように指示することや、使用状況の確認を義務づけることにしております。旅行業者についても、旅客の運送に使用するバスについて同様の義務を課するものとしております。

また、一定規模以上の荷主等、旅行業者をそれぞれ特定荷主等、特定旅行業者とし

て、知事への措置状況の報告を義務づけることにしております。

特定荷主等の要件は、資本金の額が3億円を超え、延べ面積が1万平米を超える建物または3万平米を超える敷地を有する事業所を府内に有する事業者としております。これは、府域の貨物量の7割近くを占める事業所の規模が年間出荷ないし入荷貨物量で見ると3万トン以上の事業所であることから、これに相当する規模として設定しております。

また、特定旅行業者の要件は、第一種旅行業者としております。これは国土交通大臣の登録を受けている旅行業者ですけれども、全国ベースでは取り扱い額が約85%を占めている旅行業者ということになります。

中ほどの囲みですけれども、貨物または旅客を運送する者ということで、これは全国を対象に対策地域内を発着地として運行する者が該当し、運行する際は車種規制適合車の使用を義務づけることにしております。また、府内の一定規模以上の運送事業者を特定運送事業者として、知事への措置状況の報告を義務づけることにしております。特定運送事業者の要件は、府内でトラック、バスを30台以上使用する事業者などとしております。これはトラックでいえば、使用する車両数が5割を超える規模になります。

続いて右側の枠囲みですけれども、対策地域内で多数のトラック、バスが集中する重要港湾などの施設の管理者には、施設を利用するに当たり車種規制適合車を使用しなければならないことの周知を義務づけることにいたしております。

資料の一番下のところですが、これらの仕組みを支える制度として、荷主等が車種規制適合車を容易に識別できるようにステッカー制度を導入すべきことといたしております。

資料3-1の対策と効果の説明に移ります。また資料3-1にお戻りいただきたいと思えます。

ただいまご説明いたしました内容のほかに、対策の中の4つ目の丸ということになりますが、大阪府及び市町村が車種規制適合車を率先して使用するための取り組みとして、車種規制適合車を使用することや、工事、物品購入などの契約においても車種規制適合車を使用するよう指示すること、管理する施設での周知を実施することといたしております。

また、6つ目の丸ですが、この仕組みの実効性を確保するために罰則等の担

保措置が必要であると取りまとめております。

一番下の効果ですが、この対策を実施することにより、削減効果として窒素酸化物、 NO_x で460トン、粒子状物質で94トンと試算されておりまして、環境基準のより早期かつ確実な達成に資するものと考えております。

資料2をごらんいただきたいと思っております。

これが最終報告書の本体でありますけれども、3ページから10ページまでに現状と課題を記載しております。内容は先ほど概略説明させていただいたとおりです。それから11ページから20ページまでに対策の基本方向と内容についての詳細を記載しております。また、22ページと23ページには対策の実施に際する留意事項を記載しておりますが、これについて若干説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、特定荷主等による知事への報告が過度の負担とならないよう、必要な限度で妥当なものとするべきことを記載しております。これは、他の法令や条例でいろいろ多くの届出が必要なことになっておりますので、それらとの整合を図ることを意図しております。

2点目は、猶予期間についてですが、冷凍車のようにトラックをベースとして特殊な用途に使用する自動車もこの対策の対象となりますけれども、このような特種自動車は受注生産のため、代替に相当の期間がかかるということがわかりました。そのため、適切な猶予期間を設けるべきということを記載しております。

3点目は、通過交通についてですが、迂回等による弊害や対策の効果を考慮して対策の対象から外しておりますが、対象に含めるべきとのご意見もありました。それで、今後の対策の効果を踏まえて将来的な検討課題とするべきであろうといたしております。ちなみに大阪の対策地域内を走行するトラック、バスのうち通過交通の割合は約2.9%ということに推定されておりまして、大気環境に与える影響は少ないと我々は考えました。

4点目は、対象が全国に広がることになりまして、この施策については十分な周知を図るべきということを記載しております。

5点目は、対策地域外の事業者が車種規制適合車に代替する場合でも公的な融資制度が利用できますけれども、対策地域内の場合より貸付利率が高く設定されております。したがって、貸付利率の格差解消や融資制度の拡充について国に働きかけるよう記載しております。

最後になりますが、第6点目で、車種規制適合車への代替が進展することにより窒素酸化物や粒子状物質の排出量は減少していくと考えられることから、今後、流入車対策の効果を把握するとともに、環境濃度の現状等を踏まえ、流入車対策について適宜見直すべきことを記載しております。

以上が留意事項についてのご説明ですが、24ページから28ページにかけては、荷主等の規模要件の検討資料を参考としてつけております。また、29ページと30ページは、さきにご説明いたしましたとおり、審議経過と部会の委員名簿となっております。

以上が大阪府における流入車対策のあり方についての最終報告の内容であります。十分にご審議をいただくよう、どうぞよろしく申し上げます。これで私からの説明を終わらせていただきます。

南会長　　どうも池田部会長、ありがとうございました。

本年3月の諮問以来、部会におかれましては、ただいまご説明いただきましたように精力的にご検討いただいて、その結果を取りまとめていただいた次第でございます。池田部会長をはじめ専門委員の皆様方に対して改めて厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまのご報告に対して委員の皆様方からご質問、ご意見を承りたいと存じます。

どうぞ、蒲生委員。

蒲生委員　　私の居住しております大阪市西成区では、国道26号線の花園町交差点や新なにわ筋南津守交差点周辺の公害はますますひどい状況になっております。その上に、なにわ筋が今年中に西成区内に延伸してきますが、長屋のど真ん中に突然25メートル道路が飛び込んできたようなものであり、南の端が国道26号線につながり、大変な渋滞が予想されるのに、大阪市は道路を通してやっている、大型規制など一切考えられないという態度です。市がこんな公害に甘い態度をとっておれば、住民は一体どこを頼りにして公害から逃れることができるのでしょうか。私の体験からいっても、かなり思い切った対策をとらなければ、現場での解決は遠のくばかりです。

今度の対策は、荷主、旅行業者、運送業者及び施設管理者の連携を促す仕組みになっており、一定の効果があると期待できるのですが、同時に、より厳しい非適合車の走行禁止についても、進展いかんではあり得るという姿勢を捨ててはならないと思

ます。

以上、私の意見を述べさせていただきます。

南会長　　ただいまの蒲生委員のご意見は、ご意見として承ってよろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

西田委員　　流入車対策につきましてご質問したいと思いますが、先ほどの説明の中でも対象地域の内外で随分格差があるというご説明でございましたけれども、ほんとうに流入車対策を効果あらしめるためには、大阪府だけではなくて近隣府県との連携した取り組みが不可欠であろうと思いますが、この点、近隣府県と大阪府がどのような連携を進めようとしておられるのか、あるいは進めておられるのか。その点についてぜひお聞きしたいと思います。

南会長　　ただいまの西田委員のご質問に対しては、事務局あるいは部会長、いずれかご回答を。どうぞ、事務局。

藤本交通環境課長　　事務局の交通環境課でございます。流入車対策と申しますのは、全国的に国が一律に基本的にやっていたとというのがやはり基本だと思います。なぜならば、車は動いていますから固定発生源ではございませんので、そういう意味で、国がまずやるべきだろうと思います。私ども、条例でこういう取り組みで考えていますが、他府県の連携の状況でございますが、先ほど部会長からご報告がございましたように、他府県と近隣府県とかなり車の代替の差が出てきているという現状でございます。これにつきまして、パブコメの意見の中でも賛否両論がございました。そういう意味で、他府県との連携はやはり欠かせないものだと思っております。そういう意味で、まず他府県の自治体等につきましては、我々大阪府の現状につきまして十分周知してまいりたい。あるいは他府県の運送業者についても周知してまいりたいと考えております。

それから、もう1点、私ども大阪府と兵庫県、京都府、それから政令4市で構成しております協議会がございます。そこでも、対策地域内外にかかわらず適合車を使っていくというような活動をやっているんじゃないかということで合意してございました。今後、そういうところを通じまして強力に理解を求める活動をやってまいりたいと思っております。

それから、同じように、手法と考え方、対象区域、全部違ってございますが、兵庫

県さんがなさっております。兵庫県さんとも連携してまいりたいと、そういうふう
考えております。

南会長 よろしいですか。

部会長。

池田部会長 今ご質問ありましたけれども、この対策地域は大阪府とそれから阪神間
のほうに連なっているわけなんです。兵庫県は既に条例をつくって運行規制をやって、
兵庫県に流入する規制対象外の自動車についてチェックするという方式をとってい
るわけで、我々もそれを考慮、検討したわけですがけれども、どうも対策地域外の非適
合車にとってはそれが過剰規制になるおそれがあるのではないかということ、あるい
は実効性を担保するためには、路上検査とかカメラ検査による取り締まりを実施して
おるわけなんですけれども、非常にコストがかかる。その割には効果が薄いのではな
いかというようなことが議論になりまして、必ずしも兵庫県と同じやり方ではなくて、
そこに大阪方式としてある意味の絡め手でもって規制の実効性を上げようという考
え方で取りまとめた我々は考えておりますので、そのようなご理解をいただければ
ありがたいと思います。

南会長 ありがとうございます。

西田委員のご質問の内容は根幹にかかわるところでございますが、今、事務局ある
いは部会長からご回答がありましたように、とりあえず連携をとりながらも大阪府の
やり方でやる。この流入車対策という表現から浮かぶことは、ほんとうに大阪府内だ
けでやってどうするのかという、国でやらないとどうしようもないという、そんな印
象も受けますが、実効的な観点から、先ほど部会長のご説明にありましたのは、流入
してくるのが2.9%というようなことを考えれば、まず大阪府でやって実効を上げ
ていきたいと思いますというのが第一歩かなと理解しております。根本の抜本的な対策には
なっていないということを十分認識した上で、まず第一歩をやっていく必要があると
いうような認識でございます。

西田委員、よろしゅうございますでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。そのほか特にございませんでしょうか。

ないようでございますので、それでは、部会で精力的に検討していただきました、
ただいまの池田部会長からの説明にありました報告をもって本審議会の最終答申と
させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございます。特に異論がないようでございますので、ただいまの池田部会長からの報告を最終答申とさせていただきます。

予定されておりました議事につきましては以上でございます。

あと、事務局、議事進行よろしく申し上げます。

司会(磯田) 南会長、ありがとうございました。

議事次第で掲げております3、その他につきましては、本日特に予定はしてございません。

閉会に当たりまして、環境政策監の吉川からごあいさつを申し上げます。

吉川環境政策監 環境政策監の吉川でございます。

本日は長時間にわたりましてご熱心にご審議いただきまして、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方及び大阪府における流入車対策についてご答申をいただき、まことにありがとうございます。本日いただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、私ども、これからの環境行政に生かしてまいりたいと考えております。

さらに、本日諮問いたしました亜鉛含有量に係る排出基準の見直し及びほう素等の排出基準に係る経過措置の見直しなど、これからもご審議をお願いいたす課題がございます。委員の皆様方におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

司会(磯田) 本日予定しておりましたものは以上でございます。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

南会長 どうもありがとうございました。

了